

葛飾区

自転車乗車用ヘルメット購入費を補助します！

自転車事故で死亡した人の約65%が頭部に致命傷を負っています。

自分の命を守るために、自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう。



1 令和4年12月20日以降に購入したもの

2 補助金上限 3,000円

3 インターネット購入もOK

申請期間

令和7年4月14日～令和8年2月27日

※予算額に達した場合は、期間内でも予定より早く本事業を終了する場合があります。

補助対象者

区内在住で自転車を利用する方
過去に本事業を利用し、補助を受けていない方

補助金額

1人1個 上限3,000円

※販売価格(税込み)が3,000円を下回る場合は、販売価格(税込み)とする。
(送料、装飾品等は除く。100円未満切り捨て)



補助対象ヘルメット

安全基準の認証が付いている『新品』のヘルメット

※未使用品を含む中古品は対象外

※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外

自転車用ヘルメット
安全基準マーク対象一覧



SGマーク (一般財団法人製品安全協会の安全認証)	
JCFマーク (公益財団法人日本自転車競技連盟の安全認証)	
CEマーク (欧州連合の欧州委員会の安全認証)	CE (EN1078のみ)
GSマーク (ドイツ製品安全法の安全認証)	
CPSCマーク (米国消費者製品安全委員会の安全認証)	 (CPSC1203のみ)

※令和6年4月21日以前に購入した「CE」「CPSC」は、このマークのみでも対象となります。

補助金の申請から交付までの流れ

1 販売店、インターネット等で自転車乗車用ヘルメット購入

- ※領収書の場合は、提出書類(3)項目の記載を販売店にお願いしてください。
- ※レシートでも提出書類(3)の記載があれば申請可能です。
- ただし、申請者または使用者の氏名を購入先に記載してもらう必要があります。
- ※本事業は個人が対象ですので、法人は対象外です。



2 申請方法

- ※複数人分をまとめて申請する場合は、同一住所の方に限ります。

◆オンライン申請・郵送・窓口にて申請◆

- (1) オンライン申請は必要事項を入力し、必要書類を添付の上申請してください。
- (2) 郵送・窓口にて申請する場合は、申請書を区のホームページ又は葛飾区役所交通政策課423番窓口、各区民事務所で取得し、必要書類の写しを添付の上、下記申し込み先へ郵送または窓口(本館4階423窓口)へお持ち込みください。



葛飾区ホームページ→



オンライン申請の方はこちら→



申し込み先

〒124-8555 東京都葛飾区立石5丁目13番1号
葛飾区 都市整備部 交通政策課「ヘルメット購入費補助金交付担当」あて

◆提出書類◆ (1)に(2)(3)(4)の写しを添付 ※提出書類はお返しできません。

- (1) 葛飾区自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書
- (2) ヘルメット使用者の氏名及び現住所が確認できる書類の写し
- (3) 領収書等 (ヘルメット購入代金の支払い手続きが完了したことを証する書類)

下記の①から⑤までの内容が記載されているもの

- ① 申請者または使用者の氏名 (フルネーム)
 - ② 領収日
 - ③ 領収金額 (ヘルメットの購入単価がわかるもの)
 - ④ 購入店
 - ⑤ 品名・品番 (ヘルメットを購入したことがわかるもの)
- (4) 安全基準の認証が確認できるもの (カタログや認証マークの写真等)
 - (5) その他必要な書類

委任状 ※申請者と領収書名義 (18歳以上) が異なる場合、委任状が必要です。

3 交付決定通知書を郵送にて送付

- ※申請書類を審査の上、申請者に郵送します。

4 補助金を指定口座に振り込みます。

- ※申請者多数の場合、お時間がかかる場合がございます。

問い合わせ先

【交通政策課】

ヘルメット購入費補助金交付担当 03-5654-6851 (平日/午前9時～午後5時)